献上桃の郷®　こおりまち 桑折町

令和9年度
放課後児童保育募集要項



問い合せ先

桑折町児童館	☎582－1500
むつあい子どもクラブ	☎582－5425
はんだ子どもクラブ	☎582－3006
だんざき子どもクラブ	☎582－2565
教育委員会　教育文化課　こども教育係	☎582－2403

桑折町教育委員会

町立小学校に就学している児童を下校後から最長で午後7時まで保護者に代わって保育します。

■ 対象校・施設一覧

対象学校	施設・児童クラブ名	場　　所
醸芳小学校	桑折町児童館 こおり児童クラブ・こおり第2児童クラブ	桑島三2－7
睦合小学校	むつあい子どもクラブ	大字成田字小峯14
半田醸芳小学校	はんだ子どもクラブ	大字南半田字八反田5－1
伊達崎小学校	だんざき子どもクラブ	大字下郡字下郡前4－2

※保育施設は、変更になる場合があります。

※**土曜日は、桑折町児童館で4地区の子どもクラブ・「幼稚園預かり保育」との合同保育となります。**

※常時利用承諾児で、土曜日の利用承諾がない場合は、土曜日の利用は「臨時保育」扱いとなります。

■ 開設日時

登校日（月曜日から金曜日）	小学校下校後～19：00
土曜日、長期休業日、振替・臨時休業日	7：30～19：00

※日曜・祝日・お盆期間（3日間：8/14～8/16）・年末年始（6日間：12/29～1/3）は実施しない。

■ 対象児童

保護者及び同居・近隣の祖父母が以下の理由で家庭での保育が困難な児童

〇保護者が就労・就学等で下校後帰宅しても不在、または保育が困難な場合

〇病気や心身に障がいを有する

〇祖父母が概ね70歳以上で保育が困難とみなされる場合

※保護者が求職活動中の児童は対象となりません。

※同居親族がいる場合は、親族が**保育できない理由も申込書「希望する理由」欄に記入**してください。

■ 利用期間

利用要件	利用期間
就労（*）、疾病・障がい	当該年度の3月31日まで ただし**就労期間が年度途中で終了する場合はその日まで**
就学・職業訓練等	卒業（修了）する日まで

（*）放課後児童保育利用承諾後：就労期間中の【産前産後休業】【育児休業】取得期間も利用できます。

（雇用主より、就労証明書の該当欄に記載いただき提出してください）

■ 募集人数

施設	桑折町 児童館	むつあい 子どもクラブ	はんだ 子どもクラブ	だんざき 子どもクラブ	合計
募集人員	90名	30名	40名	30名	190名

◇ 申込み ◇

■申込期間　　**令和8年11月16日(月)～11月27日(金)** ※土日祝日を除く
■受付時間　　午前11時～午後2時、午後4時～午後6時
■受付場所　　利用を希望する子どもクラブ **（新1年生の申込み受付場所も同じです）**
■提出書類　　**鉛筆書きでの書類提出は不可**

①放課後児童保育利用申込書※
②就労証明書など保育が必要な事由の証明書類※　※現在、児童保育を利用している方も提出
両親それぞれの証明書をご提出ください。 ※同一施設へ弟妹等が同時に申込む場合はご両親各1部ずつの提出で構いません。
就労証明書の雇用期間が利用開始前(令和9年3月31日)までに終了する場合は、必ず雇用主より[契約更新の有無]を記入いただいてください。(不明な場合は更新後再提出していただきます)
③納税等口座振替依頼書 （既に口座振替を登録済みなら提出不要です）
（ゆうちょ銀行を利用する方は、直接郵便局へ提出してください。(通帳、銀行印も持参)）
④委任状(習い事等がある場合) ※保護者の送迎が原則ですが、保育施設から直接習い事等へ行く場合で、習い事先の職員等が施設へお迎えに来る場合に限り、保護者等の迎えとして対応可能です。(委任状の用紙は、各保育施設に用意しております)

注意事項
◎**書類が全て揃ってからの受付となります**ので、余裕をもって申込みください。
（①②は必ず提出し、③④は必要に応じて添付）
◎全ての書類は、事実に基づき正確に記入し、申込みしてください。内容が事実と異なる場合は、承諾を取り消すこともあります。
◎**保育料に未納がある場合は、完納してからお申込みください。**
◎申込み内容の変更や利用を取りやめる場合は、速やかに放課後児童支援員に連絡してください。

◇ 日程 ◇

令和９年２月下旬頃　　4月より保育を利用する児童に「放課後児童保育利用承諾書」を配付
・新1年生は幼稚園、継続利用児童は子どもクラブを通して配付します。
・新規利用児童(新2年生～新6年生)はご自宅へ郵送します。
令和9年4月1日(木)　　保育開始
※年度途中に保育の利用を開始する児童については、「放課後児童保育利用承諾書」を郵送します。
令和9年4月中旬　　各子どもクラブを通して、保育料決定通知を配付します。

【 保育料 】参考

各月初日の利用児童の属する世帯		利用時間別保育料 （ 月　額:円 ）		
区分	定　　義 ※税額は、住宅借入金等特別控除適用前の額で算出	18:00 まで	18:30 まで	19:00 まで
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	0	0	0
2	前年度の町民税非課税世帯	1,000	2,000	3,000
3	前年度の町民税均等割課税世帯	2,000	3,000	4,000
4	前年度の町民税所得割課税世帯	2,500	3,500	4,500
5	前年分の所得税課税世帯	3,000	4,000	5,000

保育料は、同一世帯の所得税･町民税額により決定します。

保育料を算定する際、所得税・町民税の課税状況が分かる書類の提出をお願いすることがあります。
（令和9年1月1日時点で住民登録が桑折町外等）
なお、未申告等により税額が確定していない場合は、区分5の保育料となります。

【 おやつ代 】平日　月額　2，000円　　※各放課後児童保育施設で現金徴収します。

◆土曜日保育のおやつは、各自持参いただき 15 時頃に、みんなでおやつを食べます。
14 時以降にお迎えのお子様も、お迎えの遅れ等で一緒に食べられない状況を防ぐため
おやつをご持参ください。

◇ その他 ◇

○家庭の状況に変更があった場合や利用を取りやめる場合は、速やかに支援員に連絡ください。
○放課後児童保育利用承諾決定の際、支援員、教育文化課職員による聴き取り調査を行うことがあります。
○申請内容に虚偽があった・事実と相違した場合や、申請内容に変更が生じたがその連絡がなかった等の場合は、放課後児童保育利用承諾を取り消すことがあります。
○学童保育は、ご家庭で保育が困難な児童が利用する施設です。保護者の方の仕事がお休みの日など、ご家庭での保育が可能な日は、ご家族でお過ごしいただくなど、適切な施設利用にご協力をお願いします。

※土曜日の利用承諾なしでの利用は、「臨時保育」扱いとなりますので、ご注意ください。

臨時放課後児童保育について

町立小学校に就学している児童は、**常時利用登録がなくても臨時放課後児童保育をご利用いただけます。急用などにより、一時的に家庭での保育が困難な場合にご利用ください。**
（ご利用の際、保育を必要とする理由は問いません）
※利用日数が月12日を超えて継続的な利用が見込まれる場合は、常時登録をお願いします。
（常時登録をするには、両親ともに就労等の条件があります。）

■提出書類

○臨時放課後児童保育利用申込書 （鉛筆書きは不可）

※申込書は、各子どもクラブにありますので、申し出てください。
※受付は利用希望する子どもクラブで行います。（午前11時～午後2時／午後4時～午後6時）
臨時保育を受ける**前日までに提出**してください。

■保育料（日額）

平日	300 円
土曜日、長期休業期間、学校の代休日、臨時休業日	500 円

※おやつ代：平日100円（各子どもクラブで現金徴収します。）

（土曜日利用時のおやつは、持参いただきます。）

■保育料の納付
保育料は、翌月に発行する納付書により現金で納入してください。